

もとす広域連合

まつちん

第96号

令和6年
4月1日発行

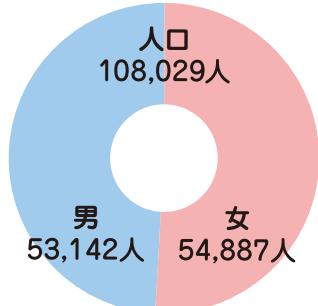
老人福祉施設 大和園



イベントの様子

入園者・利用者のみなさまと一緒に歌や踊りに楽しいひと時をすごしました。

管内の人口と世帯数



(令和6年2月1日現在)



主な内容

- 令和5年第3回臨時会・令和6年第1回定例会報告 2
- 令和6年度歳入歳出予算 3
- 療育医療施設(幼児療育センター・休日急患診療所) 4
- 老人福祉施設大和園 5
- 第9期介護保険事業計画を策定しました 6
- 令和6年度からの介護保険料・介護保険サービス利用料 7
- 地域包括支援センター、職員募集 8

もとす広域連合 議会臨時会開催

令和5年第3回もとす広域連合議会臨時会が、令和5年12月20日1日限りの会期で、本巣市役所真正分庁舎内の議場において開催されました。

条例改正1件、令和5年度補正予算3件の議案が上程され、慎重な審議の末、原案のとおり可決されました。

提出議案（広域連合長提出）

議案第25号 もとす広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

令和5年8月の人事院勧告に鑑み、所要の改正を行うもの。

議案第26号 令和5年度もとす広域連合一般会計補正予算（第2号）について

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億4,505万5千円とする。

議案第27号 令和5年度もとす広域連合介護保険特別会計補正予算（第2号）について

歳出予算内の組替えの補正。（予算の総額は歳入歳出それぞれ増減なし。）

議案第1号

もとす広域連合監査委員条例の一部を改正する条例について



議案第28号

令和5年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計補正予算（第2号）について

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ307万9千円を追加し、総額をそれぞれ9億952万4千円とする。

令和6年第1回

もとす広域連合 議会定例会開催

令和6年第1回もとす広域連合議会定例会が、1月23日から2月6日までの15日間の会期で、本巣市役所真正分庁舎内の議場において開催されました。

条例改正3件、令和5年度補正予算3件、令和6年度当初予算3件の議案が上程され、いずれも慎重な審議の末、原案のとおり可決されました。

議案第3号

令和5年度もとす広域連合介護保険特別会計補正予算（第3号）について

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ925万8千円を追加し、総額をそれぞれ86億7,581万6千円とする。

議案第4号

令和5年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計補正予算（第3号）について

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,805万8千円を減額し、総額をそれぞれ8億9,146万6千円とする。

議案第5号

令和6年度もとす広域連合一般会計予算について

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億3,510万円と定めるもの。

議案第6号

令和6年度もとす広域連合介護保険特別会計予算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）の一部改正に伴い、関係条例の改正を行うもの。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ84億8,800万円と定めるもの。

議案第7号

令和6年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計予算について

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億9,680万円と定めるもの。

議案第8号

もとす広域連合介護保険条例の一部を改正する条例について

介護保険法（平成9年法律第123号）第129条の規定に基づき、令和6年度から令和8年度までの保険料率等の設定を行つため、所要の改正を行つもの。

議案第9号

もとす広域連合介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について

介護保険法（平成9年法律第123号）及び老人福祉法（昭和38年法律第133号）の規定に基づき、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令等に従い、所要の改正を行つもの。

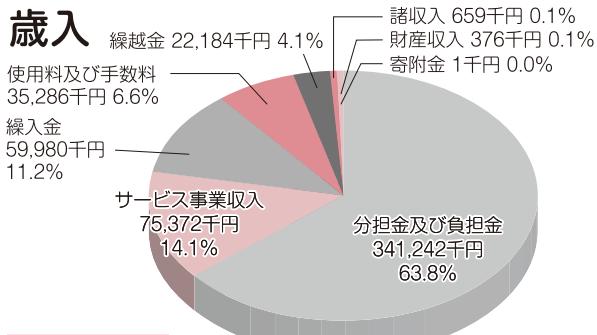
令和6年度 岁入歳出予算

もとす広域連合の令和6年度予算の概要をお知らせします。

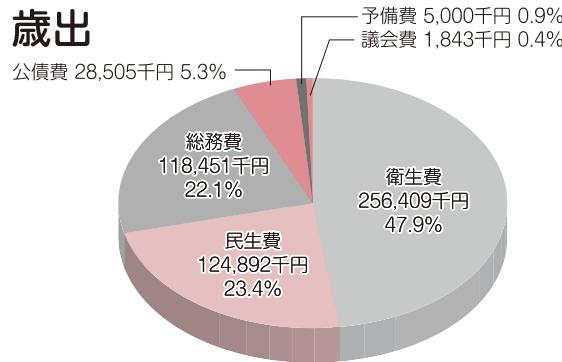
予算総額99億1990万円(伸率2.2%)

一般会計 5億3,510万円(伸率3.3%)

歳入



歳出

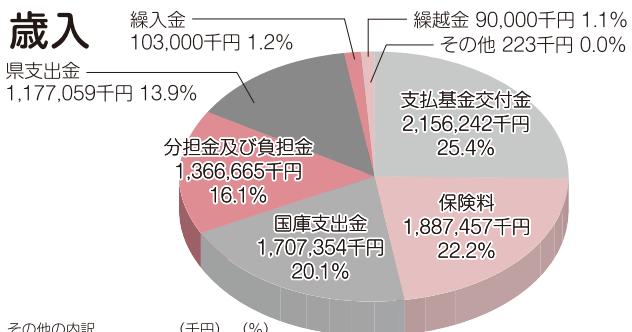


主な概要

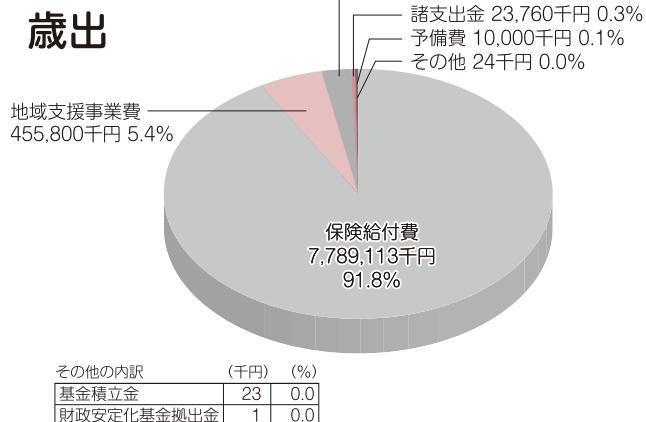
- 一般会計予算は、本庁総務課関係分、療育医療施設関係分及び衛生施設関係分の3部門から編成されています。
- 総務費の主な内容は、総務課職員及び組織市町からの派遣職員の人事費をはじめ、公平委員会費、選挙管理委員会費、監査委員費等に係る経費です。
- 民生費では、児童発達センターの養護訓練運営費に1億2,369万2千円を計上し、児童発達支援事業の充実と相談支援事業の強化を図ります。
- 衛生費では、休日急患診療所の運営費として1,906万3千円を計上し、休日における医療体制を維持します。また、衛生施設（し尿処理施設）の運営費として、2億3,734万6千円を計上しました。

介護保険特別会計 84億8,800万円(伸率2.5%)

歳入



歳出

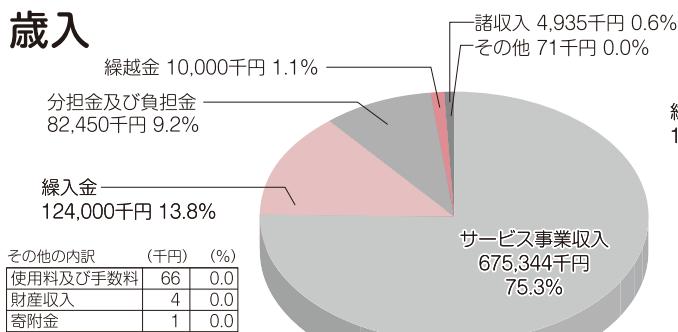


主な概要

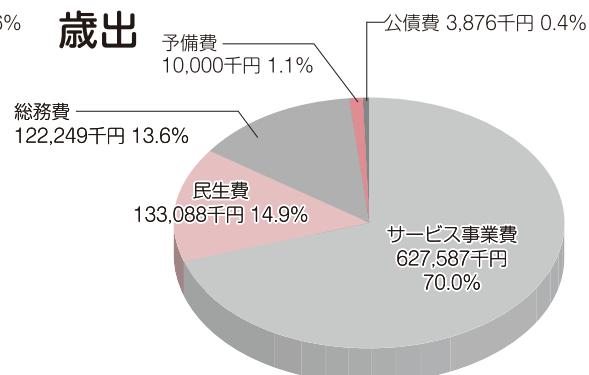
- 介護保険特別会計予算では、高齢者を地域で一体となって支援する地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組みとして、主に各介護サービス事業による介護保険給付費及び地域支援事業費の関係経費を計上しました。

老人福祉施設特別会計 8億9,680万円(伸率△1.0%)

歳入



歳出



主な概要

- 老人福祉施設大和園は、老人福祉法に基づく養護老人ホームと介護保険法に基づく特別養護老人ホーム、短期入所施設、デイサービスセンター、在宅介護支援センター及び居宅介護支援事業所を抱える地域に密着した事業所です。
- 老人福祉施設特別会計予算では、高齢者への福祉サービスの提供に要する事業費として、関係経費を計上しました。
- 今後もよりよいサービスを地域住民の皆様に提供するため、サービスの質を落とすことなく人件費等の歳出を見直し、施設の健全経営に努めます。

※0.1%未満は、0.0%と表示しております。

こんにちは。児童発育センターです。

児童発育センターでは、昭和58年度より、毎年度末に保護者の方々の声を集めた文集「すだち」を発行しております。「わが子の成長」「日ごろ思うこと」「うれしかったこと」等々、今年度も保護者の方から様々なお声をいただきましたので、一部ご紹介します。

落ち着きのない息子を、いつも全力で追いかけてくださいました。褒めることで自己肯定感を高められることや、一緒になって懸命に取り組むことの大切さなど、自分も勉強になりました。人と関わる事の楽しさを知ったり、少しずつ人の気持ちを考えられるようになり嬉しいです。将来悩むことがあっても、センターでの事を思い出し、自分には支えてくれる人がいるということが、生きる糧になると思います。

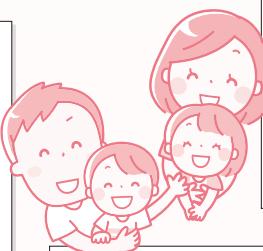
(年長児保護者)

療育センターに通い始めた頃は、「男の子の育児はこんなものかな」と思い、センターに通う必要性や利点をあまり理解していませんでした。ところが、学年が上がるにつれ、息子にどうやって対応したらいいのか悩むことが増えました。そんな中、センターに通い“家族以外にも息子のことを親身になって考えてくれる人がいる”ということが、大きな安心感や心強さになりました。息子が1対1で先生に向き合ってもらっている時間は親子にとってとても貴重なものだったと思います。私たち親は、家では気付けていたかった発見や、彼の考えていること、どう関わっていくと良いかを学ぶことができました。子も親も色々な人たちの手を借り、少しずつ成長することができたと思います。息子が泣きながら地べたにひっくり返っていた頃が懐かしいです。

(年長児保護者)

上手に育ててあげられない自分が人間失格・母親失格に思え、すぐのような気持ちでセンターへ相談に伺い、そのまま通所するようになりました。1回の指導の中に、先生方の豊富な知識や技術、次の活動につながる伏線、そして愛情がぎゅ～っと詰まっていて、1か月を振り返ると「あれ?こんなことができるようになっている」と驚くことも多かったです。また、不安な気持ちを共感し合ったり、アドバイスをしてくださる素敵なお母さんとの出会いにも感謝です。センターで育てていただいたこと、学ばせていただいたこと、そして何より、息子の笑顔や良い所を大切にして歩んでいけたらと思います。

(年長児保護者)



療育センターではたくさんの楽しい経験をさせていただきました。息子の好きなこと、やりたいことにいつも寄り添ってくださった先生方、本当に感謝しております。毎回全力で楽しむ息子の姿を見ることがとても楽しく嬉しかったです。母親である私自身も先生方にはたくさん励まされ、悩んだ時には寄り添っていただき、心の支えでもあり、とても心強い存在でした。先生方にかけていただいたことばの数々を胸に、4月から小学校へ通う息子を応援し、見守りたいと思います。

(年長児保護者)

※もとす広域連合ホームページにて「令和5年度 すだち」を一部公開しております。
ぜひご覧ください。

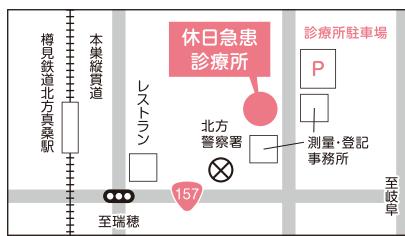
お子さんの発達や行動についてお悩みや心配事がございましたら、
相談支援事業所にご相談ください。

☎ 058-323-0584 (相談は無料ですが、事前の予約が必要です。)

2024 4月						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

2024 5月						
日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4					
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

診療日をお間違えないようにお願いします。●…診療日



お願い

発熱の方に関しては予約診療となりますので、必ず電話で受付をしてからお越しください。

● 診療科目 / 内科、小児科
● 診療時間 / 午前9時～正午
(受付は午前11時30分まで)
午後1時～4時
(受付は午後3時30分まで)

● 電話 / 058-323-0523
(診療日・時間のみ)
● 場所 / 北方町北方3219-25
(北方警察署東隣)

● ● 診療日 / 日曜日、祝日
● ● 受診時は医療保険証をお持ちください。
● ● 薬は原則当日分のみの処方となります。

● ● 当番医につきましては、もとす医師会ホームページを参照してください。

● ● 受診時は医療保険証をお持ちください。
● ● 薬は原則当日分のみの処方となります。

休日急患診療所のご案内

大和園と一緒に脳トレ&運動しませんか？

～脳のいきいき教室はじめました～

ヨガ等の軽い運動や脳トレを行いながら、楽しく認知症予防をしていく教室です。

会 場 老人福祉施設大和園

参加費 無料

対象者 本巣市在住で65歳以上(事業対象者)の方

日 時 隔週水曜日 13:30～15:00

・希望により送迎も行います。

・参加を希望される場合は事前に下記までご連絡ください。



お問い合わせ先

本巣市地域包括支援センター / 電話:058-324-5166

気になること等何でもお気軽にお問い合わせください。

養護老人ホームにて「契約入所」がはじめました！

契約入所とは… 高齢者に限らず、住まいに不安や問題を抱える方を対象に、養護老人ホーム内で生活を送ることができる制度です。

場 所 老人福祉施設大和園(養護老人ホーム)

対象者 住まいに不安や問題を抱え、必要と認める方。

定 員 12人

料 金 1日あたり3,445円～4,945円(居住費・食費含む)

※介護度等利用状況に応じて異なるため、
詳細はお問い合わせください。

・室内の見学も可能です。

・ご不明な点や詳細が知りたい方は大和園までお問い合わせください。



大和園の調理場の改修を行いました

昨年の8月から12月にかけて水回りを中心には

厨房設備の更新、床・壁タイルの張替え等の改修を行いました。

明るく清潔感のある空間で、より一層安全で美味しい食事の提供に努めています。



お問い合わせ先

大和園 … 住所:本巣市曾井中島1156-4 / 電話:0581-34-2555

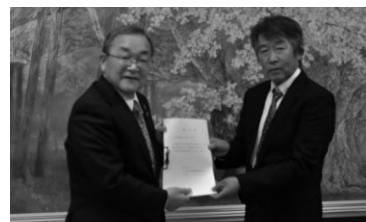
上記に関するお問い合わせ以外にも、この先の生活の不安や介護に関するお悩み等のご相談も受け付けております。

第9期介護保険事業計画を策定しました

令和6年度から令和8年度までを期間とする「第9期介護保険事業計画」を策定しました。「介護保険事業計画」とは、介護保険法に基づき、介護保険サービスの見込み量を定めるとともに、保険給付及び地域支援事業の円滑な実施を確保するための計画です。

計画の策定においては、もとす広域連合介護保険事業計画策定委員会にて審議され、1月17日、本巣市役所本庁舎において若園委員長から藤原広域連合長へ審議結果の報告が行われました。この計画は、これまでの基本理念である「いつまでも自分らしく生きられる長寿社会をめざして」を継承し、5つの基本目標のもと、さまざまな施策の方針により計画を推進するとしています。

今後も高齢者のみなさんが、住み慣れたまちで生きがいを持って暮らしていくよう、もとす広域連合と組織市町等が連携し、地域共生社会の実現に向けて、事業を推進してまいります。



▲広域連合長報告式の様子
若園委員長(右)と藤原広域連合長(左)

基本理念

いつまでも自分らしく生きられる長寿社会をめざして ～だれもがつながり支え合う「あったかい地域づくり」～

第9期 介護保険事業計画の基本目標と施策

基本目標 ① 地域包括ケアシステムの深化・推進 ~相互サポートの基盤づくり~

- | | |
|-------------------------|------------------|
| ①地域共生社会の実現 | ②地域包括支援センターの機能強化 |
| ③在宅医療・介護連携事業の推進 | ④地域支援事業の積極的な展開 |
| ⑤組織市町および地域包括支援センターの連携強化 | ⑥高齢者の権利擁護の推進 |

基本目標 ② 介護予防・健康づくりの推進 ~健康寿命の延伸・重介護への進行抑制~

- | | |
|----------------------|---------------|
| ①通いの場の設営・拡大と社会参画への誘導 | ②疾病の早期発見・早期治療 |
|----------------------|---------------|

基本目標 ③ 認知症施策の推進 ~認知症に対する地域対応力の向上~

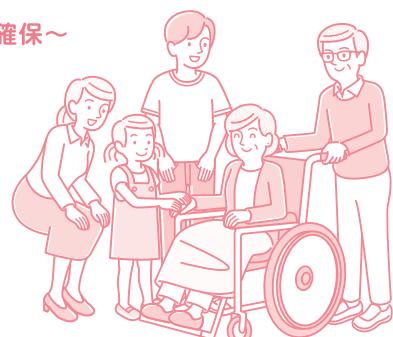
- | | |
|-----------------------------|------------------|
| ①認知症サポーターの養成等による認知症に対する理解促進 | ②認知症カフェ等の交流の場の普及 |
| ③認知症の早期発見・早期対応と周囲のサポート等 | |

基本目標 ④ 介護のサービス基盤・人的基盤の整備 ~多様なニーズに対応した介護サービス~

- | | |
|------------------------|------------|
| ①地域の実情に応じたサービス基盤の整備 | ②在宅サービスの充実 |
| ③介護人材の確保と介護現場の生産性向上の推進 | |

基本目標 ⑤ 介護保険制度の適正運用 ~制度の持続可能性の確保~

- | | |
|--------------|--|
| ①介護保険制度の適正運用 | |
|--------------|--|



詳細については、「もとす広域連合ホームページ」をご覧ください。
<https://www.motosu-union.gifu.jp/about/plan>



令和6年度からの介護保険料の基準月額は、6,020円です。

第9期介護保険事業計画期間(令和6年度から令和8年度)の基準月額は、6,020円(年額72,200円、100円未満切り捨て)です。

もとす広域連合の65歳以上の方の保険料は、管内(瑞穂市・本巣市・北方町)で必要となる介護サービス費(利用者負担額を除く)の23%を賄っています。

また、介護保険料は被保険者本人の所得や同じ世帯の方の住民税課税の有無に応じて、13段階に区分されます。令和6年度から3年間の保険料は下表のとおりです。

65歳以上の方の介護保険料（令和6年度～令和8年度）

区分	対象者	負担割合	年間保険料額
第1段階	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者であって世帯全員が住民税非課税の人 ・世帯全員が住民税非課税で、前年の課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の人	基準額×0.285 (軽減前 0.455)	20,500円 (32,800円)
第2段階	・世帯全員が住民税非課税で、前年の課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下の人	基準額×0.385 (軽減前 0.585)	27,800円 (42,200円)
第3段階	・世帯全員が住民税非課税で、前年の課税年金収入と合計所得金額の合計が120万円を超える人	基準額×0.685 (軽減前 0.690)	49,400円 (49,800円)
第4段階	・世帯の中に住民税課税の人がいるが、本人は住民税非課税で、前年の課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の人	基準額×0.90	65,000円
第5段階	・世帯の中に住民税課税の人がいるが、本人は住民税非課税で、前年の課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円を超える人	基準額	72,200円
第6段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が125万円未満の人	基準額×1.15	83,000円
第7段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が125万円以上210万円未満の人	基準額×1.25	90,300円
第8段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上400万円未満の人	基準額×1.50	108,300円
第9段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上500万円未満の人	基準額×1.75	126,400円
第10段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が500万円以上600万円未満の人	基準額×1.90	137,200円
第11段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が600万円以上700万円未満の人	基準額×2.00	144,400円
第12段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が700万円以上800万円未満の人	基準額×2.10	151,700円
第13段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が800万円以上の人	基準額×2.20	158,900円

※第1段階から第3段階の保険料について公費による軽減措置を行います。

※表中記載の合計所得金額は、長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を除いた金額です。

※第1～第5段階の合計所得金額は、公的年金に係る雑所得を差し引いた額になります。また、合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、当該給与所得金額から10万円を差し引いた額になります。

令和6年4月から 介護保険サービスの利用料金が変わります。

令和6年4月から介護保険サービスの料金の基礎となる介護報酬が改定されました。(一部のサービスについては、6月に改定されます。)この改定に伴い介護保険サービスの利用料金が変わります。

ただしサービス利用の状況等により、利用者ごとの料金が異なるため、詳しくは担当のケアマネジャーか、利用している事業所にお尋ねください。

※介護報酬とは…介護サービス事業者や施設が、利用者にサービスを提供した際に支払われる報酬

地域包括支援センターをご存知ですか？

地域包括支援センターは、高齢者の方が住み慣れたまちで安心して暮らしていくために、多様な職種が連携をとり、必要な援助や支援をする地域の総合相談窓口です。

介護保険について知りたい。

今の健康状態を維持したい。

家の中から怒鳴る声が聞こえる。

最近、一人暮らしの高齢者の姿を見なくなった。

消費者被害にあったかもしれない。

お金の管理に自信がない。

退院後の生活に不安を感じている。



電話や来所、訪問での相談を受け付けています。お気軽にご相談ください。

《各市町の地域包括支援センター連絡先》

瑞穂市地域包括支援センター	〒501-0222 瑞穂市別府1283番地(ココロかさなるCCNセンター内) 電話:058-327-4118/FAX:058-327-5304
本巣市地域包括支援センター	〒501-0466 本巣市下真桑1199番地1(本巣市真正老人福祉センター内) 電話:058-324-5166/FAX:058-324-5167
北方町地域包括支援センター	〒501-0492 本巣郡北方町長谷川1丁目1番地(北方町役場内) 電話:058-323-5540/FAX:058-323-2114

～会計年度任用職員募集～

【職種ごとの募集人数】若干名 【賞与】勤務条件を満たした場合に年2回支給あり 【昇給】人事評価により昇給あり 【保険】要件を満たした場合に加入・補償
【応募年齢】不問 【休暇】勤務条件に応じ有給休暇・その他休暇あり 【その他】兼業の制限あり。詳細はお問い合わせください。※都合により募集を取りやめることができます。

職種	勤務地	業務	資格要件等	報酬(別途、通勤手当相当額支給有)	勤務時間、日数等
① 療育指導員	幼稚園	幼稚園における療育指導	下記資格等をお持ちの方 (1種類で可) 保育士、幼稚園教諭免許、 小学校教諭免許、 特別支援学校教諭免許、 臨床心理士、理学療法士、 作業療法士、言語聴覚士	時給1,100円～1,338円 児童発達支援管理責任者研修修了者は1,406円	・履歴書に、「療育指導員A」または「療育指導員B」と明記してください。 【療育指導員A】週19時間(週3日) 原則として【月曜日～金曜日】のうち 〔1日〕8:30～12:30または13:00～17:00 〔2日〕8:30～17:00 ※扶養の範囲で就労可。 【療育指導員B】週34時間(週5日) 原則として【月曜日】8:30～12:30 【月・火・木・金曜日】8:30～17:00
② 看護師	休日急患診療所	休日急患診療所における看護業務	看護師又は准看護師	日額15,000円 (1/2、1/3の勤務は22,500円)	休日急患診療所診療日(日曜日、祝日等)の中で、 管理監督者が指示する日 9:00～16:00
③ 受付事務	休日急患診療所	休日急患診療所の診療時間前の準備、窓口業務、診療時間後の残務整理	医療事務	日額12,300円 (1/2、1/3の勤務は18,450円)	休日急患診療所診療日(日曜日、祝日等)の中で、 管理監督者が指示する日 8:30～16:30

【問い合わせ・書類送付先】

療育医療施設 幼児療育センター 総務係

TEL:058-323-0584 〒501-0471 本巣市政田500番地1

【試験日】応募された方に後日通知します

【応募書類】履歴書、資格を証明する書類の写し

【応募期限】随時



瑞穂市・本巣市・北方町の医療機関・介護サービス事業所がインターネットから検索できます。

【URL】<https://carepro-navi.jp/motosukoiki>



発行／もとす広域連合 〒501-0466 岐阜県本巣市下真桑1000番地 本巣市役所真正分庁舎内
電話058-320-2266 FAX058-320-2265 <https://www.motosu-union.gifu.jp>